

**実用発電用原子炉施設の設置、運転等に関する規則の改正(高浜1,2号炉 減容BP保管場所変更)に係る  
保安規定変更認可申請 コメント管理表**

No	日付	コメントリスト			提出日	
		対象号炉	該当資料	NRAコメント 内容		対応内容
1	4/12	-	資料1 (通し6,7ページ)	今回申請する第100条の2の変更後の記載について、以下の流れについて補足説明等で説明すること。 ①現状の保管物に対して誰が汚染の広がりを防止して運搬したのか ②運搬後、保管されたものは放射線管理課長がどのような管理をしているのか ③更にその後、保管物を移動させる場合は、汚染の広がり防止措置は誰が何をして運搬するのか ④最終的にだれが保管の責任を持つのか ⑤過去に発生した放射性固体廃棄物に係る責任者が切り替わること	今回申請する第100条の2の変更後の記載について、以下の流れについての説明を資料1に追加する。(資料1 P6~8) ①現状の保管物に対して誰が汚染の広がりを防止して運搬するのか ②運搬後、保管されたものは放射線管理課長がどのような管理をしているのか ③更にその後、保管物を移動させる場合は、汚染の広がり防止措置は誰が何をして運搬するのか ④最終的にだれが保管の責任を持つのか ⑤過去に発生した放射性固体廃棄物に係る責任者が切り替わること	5/18
2	4/12	-	資料2-1 補足説明資料-1 (通し60ページ)	一時的な管理区域の設定・解除は放射線管理課長となっており、実際に運搬を実施する所管課との役割が複雑に入れ組んでいるので、その関係性が分かる資料を追加すること。	一時的な管理区域を設定して運搬する際の工事実施箇所と放射線管理課長の責任分担が分かるように資料1に追記する。(資料1 P9~14)	5/18
3	4/12	-	資料2-1 補足説明資料-1 (通し64ページ)	一時的な管理区域の設定・解除のイメージを示した図に対して、「汚染の広がりの防止・運搬・管理」の責任所在が分かるよう補足すること。	補足説明資料-1の一時的な管理区域の設定・解除のイメージを示した図に対して、「汚染の広がりの防止・運搬・管理」の責任所在が分かるよう補足する。(補足説明資料-1 参考2)	5/18
4	4/12	-	全般	設工認申請の際の補足説明資料(保管物が加わることによる点検時の被ばく評価についての説明資料)についても、保安規定の補足説明資料として添付すること。	補足説明資料-1の参考として設工認申請で使用した補足説明資料(構内運搬、SG保管庫内への収納、点検時の被ばく評価)を添付する。(補足説明資料-1 参考4)	5/18
5	4/12	-	資料2-1 補足説明資料-1	放射性固体廃棄物の構内運搬に係る保安規定の記載において、BPの運搬は100条の2第6項に該当しないことは理解したが、116条に該当すると説明した資料を添付で追加すること。	第116条は、管理区域内での物品移動に関する汚染密度の確認を規定しているが、今回の減容BP運搬用容器の運搬に際して行う容器の汚染密度の確認は、放射性固体廃棄物に対して行うことから、第100条の2(放射性固体廃棄物の管理)の第7項で実施が規定されており、この条項に従うことで整理した。(資料1 P12)	5/18
6	4/12	-	資料1 (通し10ページ以降)	参考に一時的な管理区域の設定、放射性固体廃棄物の構内運搬に係る保安規定に変更がないことを記載しているが、被ばく管理に変更がないことも追記すること。加えて、設工認で区域管理に関して説明した条文については網羅的に変更ないことを記載すること。(補足説明資料p.59に記載してある105条、106条、108条、109条、116条に変更がないことを記載すること)	本申請に係る工事での作業において、関連する放射線管理の条文についても、網羅的に含めて変更がないことを追加して整理する。(資料1 P15~19)	5/18
7	5/23	-	資料2-2 補足説明資料-1 (通し52ページ)	減容BPを運搬する際に行う線量率の測定は計画するとしているが、補足説明資料に明確に記載すること。	減容BPを運搬する際に行う線量率の測定を一時的な管理区域の設定・解除の計画に入れることを補足説明資料にて明確にする。またパワーポイント(資料1)にも明記にする。(P14 中段の表、P74 参考2の表1、P77の責任所管の表に追記)	5/26
8	5/23	-	資料2-1 (通し11ページ)	第100条の2第7項にある各課(室)長が、今回の減容BP運搬用容器の運搬においては、原子燃料課長である旨を補足説明資料にて明確にすべき。	第100条の2第7項にある各課(室)長が、今回の減容BP運搬用容器の運搬においては、原子燃料課長である旨を補足説明資料に明確にする。(P80 参考3を新規追加し、1ページ目に記載)	5/26
9	5/23	-	資料2-1 (通し11ページ)	減容BPの運搬に関する放射線安全上の措置が、どのような役割分担で下部規程に定められ、実施されているか根拠となる条文を明確化した上で補足説明資料に示すこと。	減容BPの運搬に関する放射線安全上の措置が、どのような役割分担で下部規程に定められ、実施されているか根拠となる条文を明確化した上で補足説明資料に追加する。(P81、参考3を新規追加し、2ページ目に記載)	5/26
10	5/23	-	資料2-2 補足説明資料-1	設工認審査で示した第107条(管理区域内における特別措置)を不要とする資料を補足説明資料に追加すること。	設工認審査で示した第107条(管理区域内における特別措置)を不要としている資料を補足説明資料に追加した。(P83、参考5として新規追加)	5/26
11	5/23	-	資料2-1 (通し7ページ)	過去SGR、VHRの運搬の際に一時管理区域を設定して運搬した実績について説明すること。	高浜発電所における過去の大型の放射性廃棄物の運搬事例を資料とし、追加する。(P85~86、参考6として新規追加)	5/26

コメントリスト						提出日
No	日付	NRAコメント			対応内容	
		対象号炉	該当資料	内容		
12	6/1	-	資料2-1 (通し28～37ページ)	資料2-1「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理」について、今回の申請で変更有無だけでなく、該当する条文についてもその旨が分かるように記載すること。	資料2-1「保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理」について、今回の申請で変更有無だけでなく、該当する条文についてもその旨が分かるように整理した。(P32～36)	6/6
13	6/1	-	資料2-1 補足説明資料-1 (通し85ページ)	過去のSGRの移動当時の保安規定では、移動の責任所管をどのように読んでいたか整理すること。	過去のSGRの移動当時の保安規定で、移動の責任所管をどのように読んでいたか「参考6の※2」として追記した。(P88)	6/6
14	6/1	-	資料2-1 補足説明資料-1 (通し85ページ)	美浜3号機の炉内構造物取替え(CIR)時の実績を追記すること。	美浜3号機の炉内構造物取替え(CIR)時の実績を補足説明資料参考3の文章および参考6の表の最下段に追記した。(P82 参考3 P88 参考6)	6/6
15	6/1	-	資料2-1 補足説明資料-1 (通し81ページ)	100条の2第6項の右に記載している一時的な管理区域設定の責任所管を明確に記載すること。また、計画する文書について説明すること。	100条の2第6項の右に記載している一時的な管理区域設定の責任所管となる放射線管理課長を明確に記載した。また、一時的な管理区域の設定・解除に係る計画について補足説明資料参考2および3の記載を充足した。(P76 参考2、P82～84 参考3)	6/6
16	6/1	-	資料2-1 補足説明資料-1	保安規定107条の特別措置が該当しないことを判断する責任者およびその確認事項を明確にすること。	保安規定107条の特別措置を講ずるかの判断は放射線課長が行うこと、そのうえでの確認事項を補足説明資料参考5に記載を追加した。(P86)	6/6
17	6/12	-	資料2-1	資料2-1の保安規定変更はないが、本工事に該当する条文について、変更がないことの事実確認し、確認内容を整理すること。	資料2-1の該当有無を記載した条文について、事実確認し、確認内容を整理した。反映箇所は以下のとおり。(P33～34 資料2-1)  実用炉規則92条第1項第9号3. 107条 実用炉規則92条第1項第9号7. 116条 実用炉規則92条第1項第9号10. 118条 実用炉規則92条第1項第11号4. 114条 実用炉規則92条第1項第11号5. 100条の2(新規追加)  また、資料1右肩6.7.8ページのコンクリート等の運搬および減容BP運搬時の一時管理区域の設定の関連条文(116条)を追記した。(P9～11 資料1)	6/15
18	6/12	-	資料2-1 補足説明資料-1	原子燃料課長、放射線管理課長が減容BPを運搬するにあたってのそれぞれの業務計画が網羅的にわかる説明資料を作成すること。	原子燃料課長、放射線管理課長が減容BPを運搬するにあたってのそれぞれの業務計画が網羅的にわかる説明資料として参考2を新規追加した。(P78 参考2)	6/15
19	6/12	-	資料2-1 補足説明資料-1	参考3表1の「①の記載のとおり」としている文章を省略せずに記載すること。	参考4表1右欄の実施根拠となる社内標準の記載について、同じ記載から抜粋している場合「①の記載のとおり」と省略していたが、省略せず「記載すること」に見直した。 なお、参考2が新規に追加となったことで、参考3から参考4へ変更となった。(P87 参考4)	6/15
20	6/12	-	資料2-1 補足説明資料-1	参考3表1に記載100条の2第6項と同等のことを放射線管理課長が実施すると記載しているが、どういった文書(計画)によって行われるか明確にすること。	参考4表1に記載100条の2第6項と同等のことを放射線管理課長が実施する事項をどのような文書(計画)によって実施されるかを明確にした。 なお、参考2が新規に追加となったことで、参考3から参考4へ変更となった。(P88 参考4)	6/15